

# 令和8年度住宅用再エネ機器導入報奨金のご案内

## 1. 本制度について

---

太田市では、2050年カーボンニュートラルに向けて、再生可能エネルギーである太陽光発電の推進を図るため、住宅用再エネ機器を設置した個人を対象に、報奨金を太田市デジタル金券（OTACO）で支給します。

## 2. 支給対象者

---

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに、自己が居住する(\*1)市内の住宅に、対象機器を設置した個人を対象とします(\*2)。

ただし、報奨金の申請時において、申請者と同一世帯に属する者に市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の滞納がある者は対象外とします。

(\*1) 申請者の住民登録により判断します。

(\*2) 法人・事業者の場合は対象になりません。

## 3. 対象機器と支給金額

---

以下の機器を対象とし、太田市デジタル金券（OTACO）で支給します。ただし、全て新品での設置の場合に限ります。

### (1) 太陽光発電システム

- ・ 発電出力が2 kW以上7 kW未満であるもの（50,000円相当のOTACO）
- ・ 発電出力が7 kW以上であるもの（70,000円相当のOTACO）
- ・ 既存のシステムへの増設（パネルのみの増設など）は対象外とします。

### (2) 定置用蓄電システム（一律50,000円相当のOTACO）

- ・ 常時住宅用太陽光発電システムと接続し、蓄えた電力を当該住宅で利用できるもの
- ・ 一般社団法人環境共創イニシアチブのネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業の蓄電システム製品登録を受けた製品 ※申請には、パッケージ型番の記入が必要となります。
- ・ 蓄電容量の合計が4 kWh以上であるもの
- ・ 既存のシステムへの増設（蓄電池ユニットのみの増設など）は対象外とします。

## 4. 受付期間

---

受付期間：令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）（土日祝日を除く）

（受付時間）午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

※正午～午後1時に申請する場合は、担当者不在の場合があるため、事前にご連絡ください。

## 5. 申請方法

---

### ①Web での申請（電子申請）

脱炭素推進室のホームページから電子申請用の専用フォームにアクセスし、必要な情報の入力、データの提出を行ってください。電子申請の説明事項をまとめたファイルを用意しておりますので併せてご確認ください。

### ②窓口での申請

市役所 5階脱炭素推進室へ申請書類一式を持参してください。（郵送不可）

必要なもの：支給申請書（様式第1号）、以下の《添付書類》①～④、窓口に見える方の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード、その他は要相談）

※申請書は、太田市ホームページからダウンロード 又は 脱炭素推進室窓口で配布します。

#### 《添付書類》

#### ①住宅用再エネ機器導入証明書（様式第3号）

作成例を参考に、設置事業者が作成してください。

#### ②対象機器の設置状況を確認できる写真

添付写真の組み合わせは以下のとおりです。

- ・太陽光のみ：太陽光パネル、パワーコンディショナー（\*3）
- ・太陽光と蓄電システム：太陽光パネル、パワーコンディショナー（\*3）、蓄電池
- ・蓄電システムのみ：既存の太陽光パネル、パワーコンディショナー（\*3）、蓄電池

（\*3）パワーコンディショナーの写真は、型番と製品番号などが分かる接近写真と、設置確認ができるパワーコンディショナー全体が写る写真が必要です。

#### ③OTACOの会員コードを確認できる書類

「OTACOの画面のスクリーンショットの写し」、「OTACOの磁気カードの写し」など  
※事前に会員登録（Chiicaアプリのインストール）が必要です。

#### ④委任状と申請者の本人確認書類の写し

ホームページに参考の書式を掲載していますので、適宜ご利用ください。

※申請者以外（ご家族の方を含む）が手続きする場合は必要です。

※法人を代理人とする場合、法人への所属を示す書類（社員証等）も必要です。（名刺は不可）

## 6. 支給方法

---

支給決定後、アカウントにOTACOポイントを付与します。（通常、申請受付の翌月末ごろ）

お問い合わせ先 太田市 産業環境部 脱炭素推進室

TEL) 0276-47-1953 FAX) 0276-47-1881 E-mail) [025660@mx.city.ota.gunma.jp](mailto:025660@mx.city.ota.gunma.jp)